

健全化判断比率・資金不足比率（令和３年度決算）

決算の内容が良い状態なのか悪い状態なのか、将来に不安はないのかなどを判断するために、平成 19 年度決算から健全化判断比率と資金不足比率を算定し、公表することが「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により定められました。これらの比率は、全自治体の決算内容を統一の基準で指標化したものです。多治見市の比率は次のとおりで、国が定めた基準を超えている比率はありません。

【健全化判断比率】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	—	—	△ 4.0 %	—
早期健全化基準	12.12 %	17.12 %	25.0 %	350.0 %
財政再生基準	20.00 %	30.00 %	35.0 %	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、算定の結果が赤字ではないため「—」と表示しています。

※将来負担比率は、将来負担すべき額より基金などの償還可能財源の方が多いため「—」と表示しています。

★用語について（各比率を家計に例えると・・・）

実質赤字比率	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率 （１世帯の年間収支が赤字だったのか黒字だったのかを示すもの）
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率 （生計を共にする世帯の年間収支が赤字だったのか黒字だったのかを示すもの）
実質公債費比率	地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率 （生計を共にする世帯で、その年収に占める住宅ローンなどの返済額の割合）
将来負担比率	地方債の償還や退職手当支給予定額など将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 （生計を共にする世帯で、住宅ローン残高などの返済見込額と貯金の状況をもとに将来の負担がどのくらいなのかを示す割合）
早期健全化基準財政再生基準	指標がどれかひとつでも各基準以上になった場合、財政健全化計画（または財政再生計画）の策定が義務付けられ、財政再建に取り組むことになります。
標準財政規模	地方税や普通交付税など通常的に収入されるであろう一般財源の額

【資金不足比率】

	算定結果	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0 %
下水道事業会計	—	
農業集落排水事業会計	—	
病院事業会計	—	

※どの会計も資金不足を生じていないため「—」と表示しています。

★用語について

資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率 （年間支出が年間収入に比べてどれだけ足りないかを示すもの）
経営健全化基準	比率が基準以上になった場合、経営健全化計画の策定が義務付けられ、財政再建に取り組むことになります。

以上のことから、多治見市は緊急に財政の早期健全化及び再生に取り組まなくてはならない状況にはありません。今後も財政状況の健全化に努めていきます。